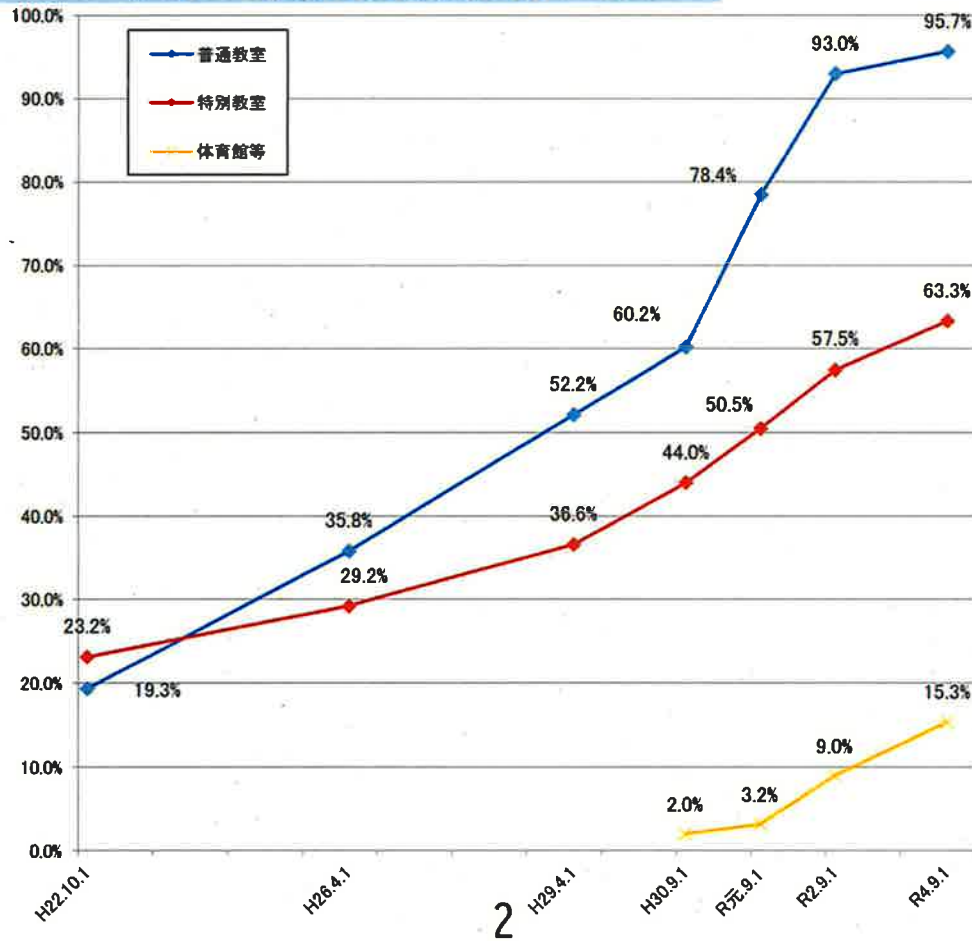


公立小中学校への空調(冷房)設備設置状況

公立小中学校等の空調(冷房)設備設置状況の推移



普通教室での
冷房設置率は95.7%



それでも教室の暑さは
解決していない！

出展：文部科学省 公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況について(令和4年9月1日現在)

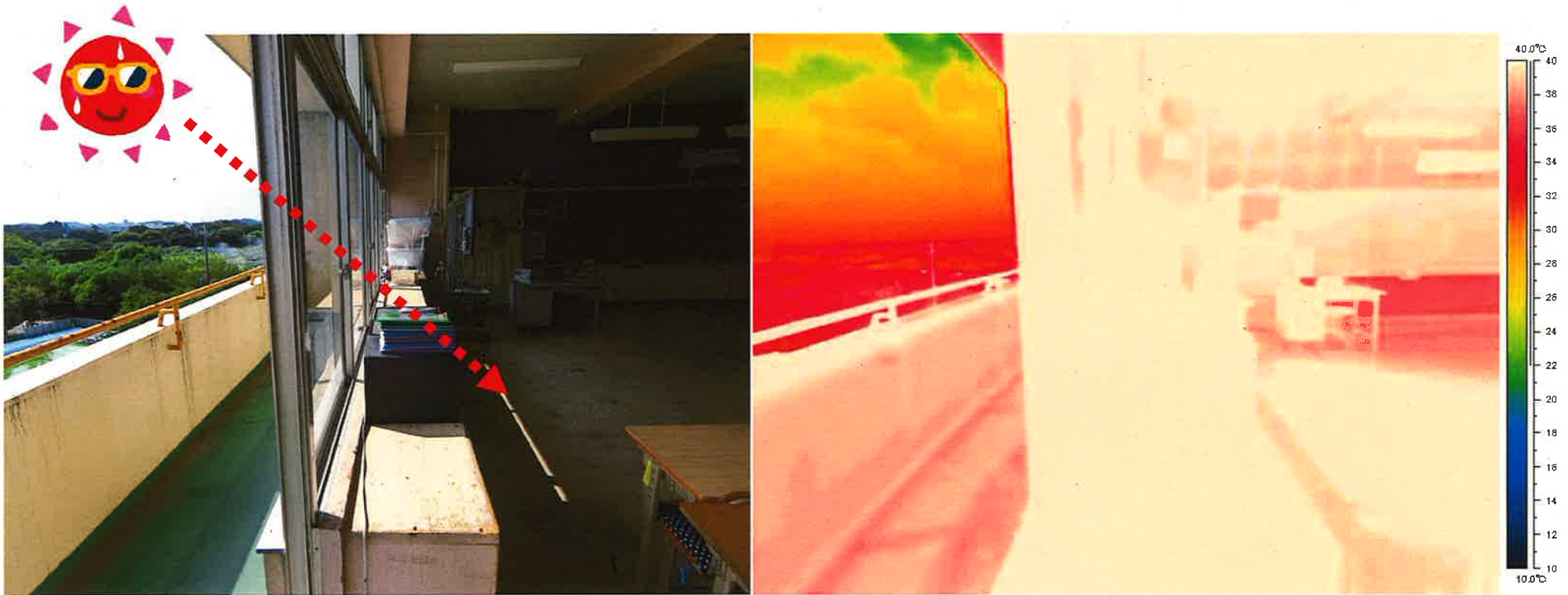
07/18 最高気温38.2°C (学校A 教室1)

エアコン吹出温度は約10°C



17°C設定でエアコン冷房しても熱侵入が多すぎて部屋が冷えない

日射遮蔽されていない窓からの日射熱は危険！



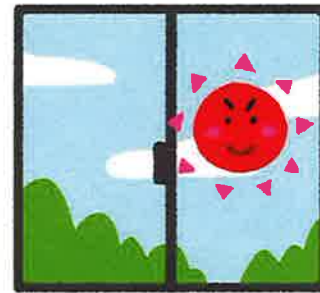
実際の教室は暑くて空気も汚れている

断熱されていない
屋根からの日射熱が
天井の表面温度を上げる

遮蔽されていない
窓から日射熱が侵入して
室温を上げる

換気のため開けた窓から
外気が侵入して
室温・湿度を上げる

窓を閉め切ると
空気質が
悪化する!



文科省基準 28℃以下
実際の教室 32℃

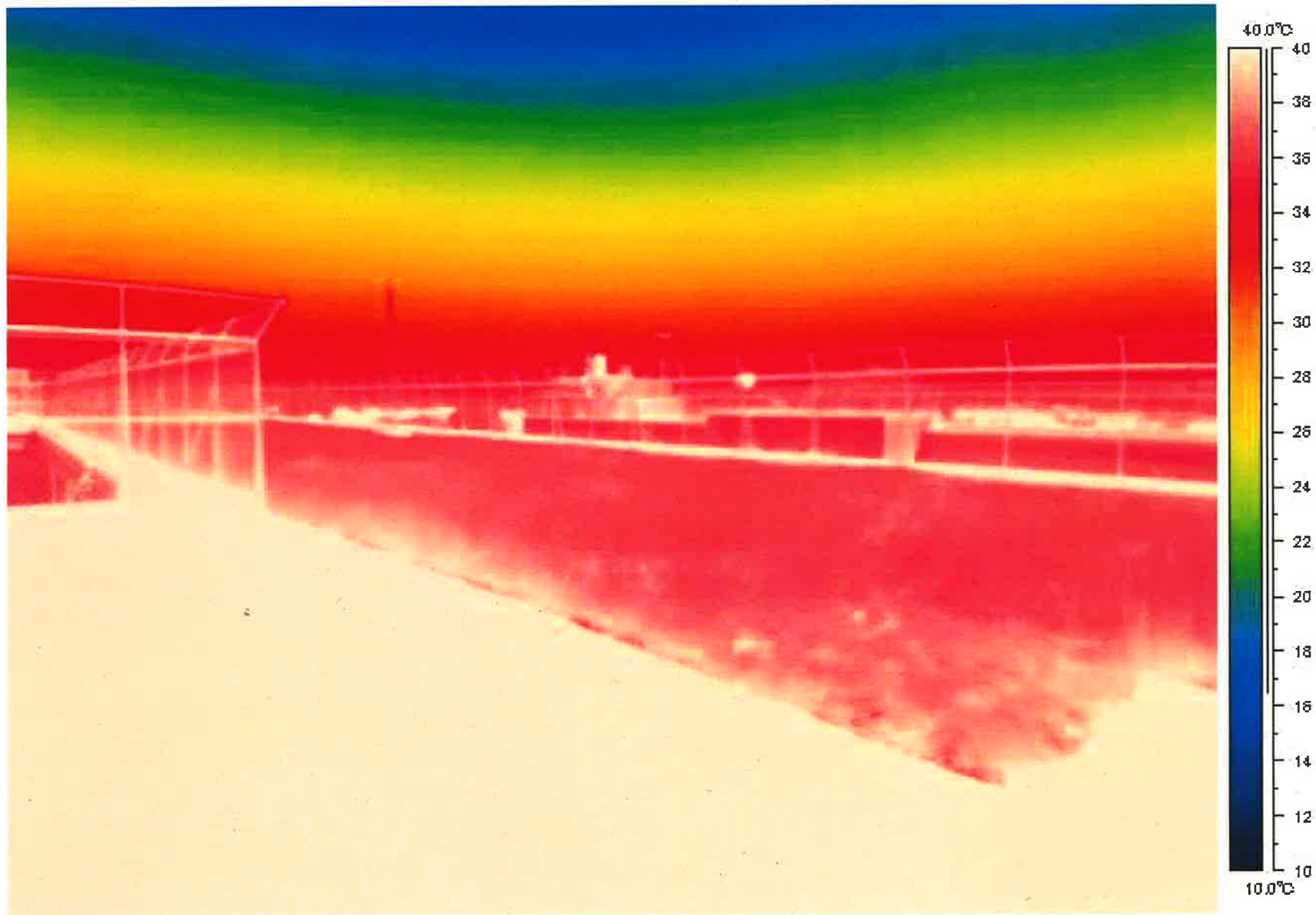
文科省基準 1500ppm以下
実際の教室 3300ppm

エアコンだけの無断熱教室は文科省の基準を満たせない!

断熱ってあまり聞いたことないわね



遮熱とか屋上緑化じゃだめなの？



出典 前真之(まえ まさゆき) 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授 作成資料よりご提供





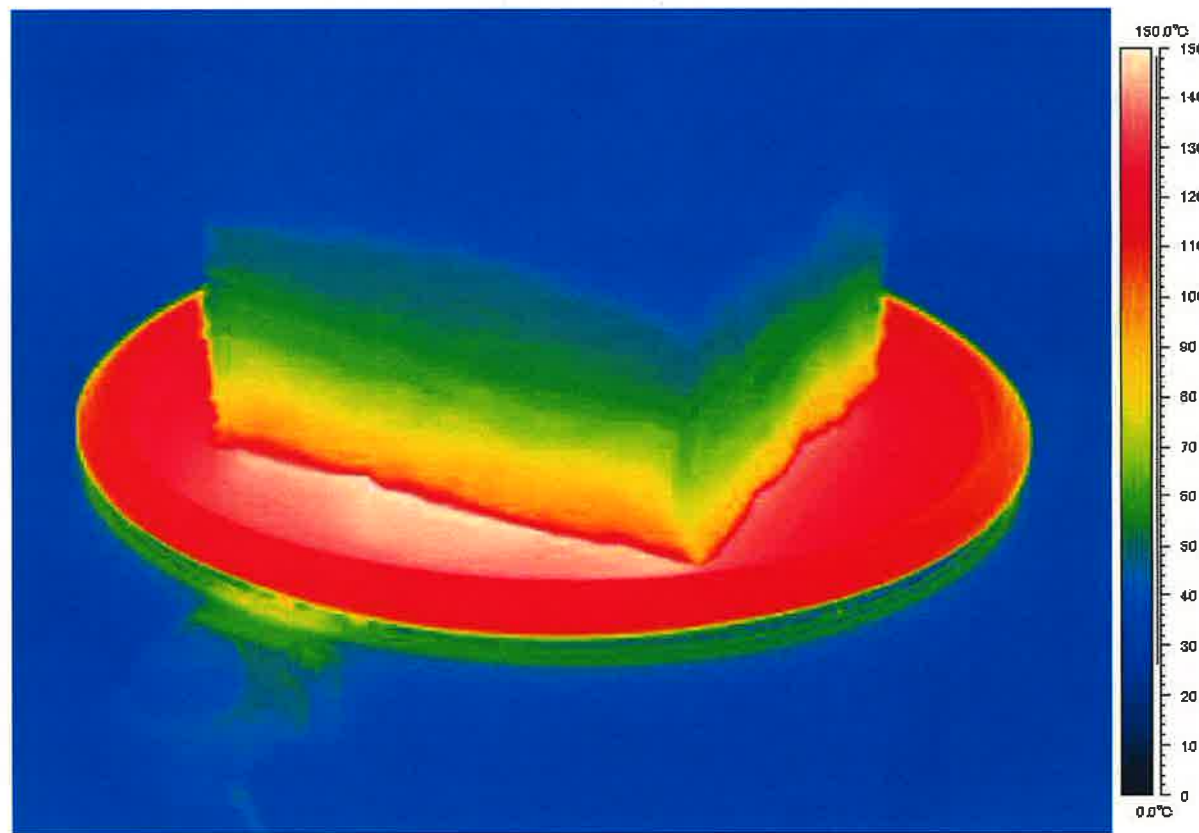
出典 前真之(まえ まさゆき) 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授 作成資料よりご提供

天井・壁に断熱材を敷設



熱の勝手な出入りを断ち 表と裏に温度差を作り出すのが「断熱」

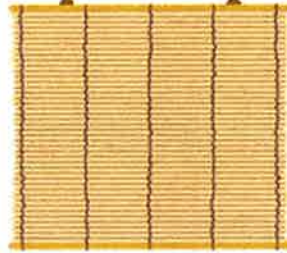
グラスウールの
ホットプレート焼き



天井・壁の断熱



窓の日射遮蔽



デマンド換気

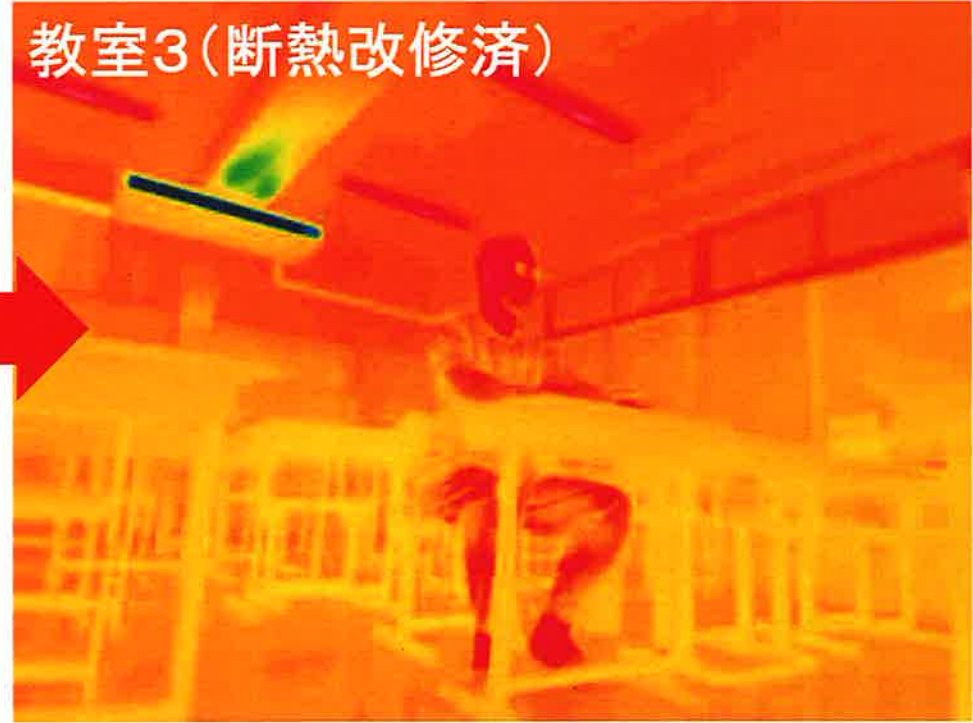


CO2濃度
1000ppmを
維持するよう
ファンを制御

教室2(未改修)



教室3(断熱改修済)



天井壁の断熱・窓の日射遮蔽・換気装置 3点セットの効果は絶大!

出典 前真之(まえ まさゆき) 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授 作成資料よりご提供

断熱ワークショップの効果

断熱後の体感
残暑厳しい9月初旬

埼玉県芝川小学校
4年1組の児童に
アンケートを実施



1. 夏休み前と比べて、教室の暑さが変わった感じはしますか？

前は「モワッ」としていただけ、工事をしたら、「キーン！」と冷えていました！ととても涼しくなりました！

「キーン！」と冷えて
とっても涼しく

2. 黒板の周りや廊下の一部に、木を貼りました。印象はどうですか？

(埼玉県秩父郡小鹿野町の山で育った、杉の木です)

自然が感じられて毎日学校に行くのがたのしみになりました。さすついた、かべより、木のきれいなかべのほうがしゃべりやすいです。

学校に行くのがたのしみに

木のきれいなかべのほうがじゅぎょうがしやすい

3. このような作業をまた行うとしたら、参加してみたいと思いますか？

参加してみたいです。他の人にもよろこんでほしいから。

参加してみたい
他の人にもよろこんでほしいから

4. その他、何か思ったことや気付いたことがあれば、教えてください。

とてもすずしくて、集中できるし、木のにおいがとてもいいにおいですてきだと思いました。

集中できる

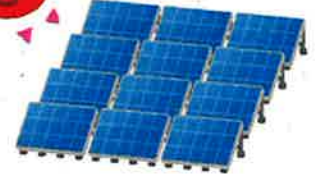
木のおいがとてもいいにおいですてき

スタートは
断熱改修から！

子供たちが学びに集中できる
健康・快適な教室を実現！

冷房で処理すべき熱負荷が減少

太陽光発電で
冷房に必要な電気を
まかなう



断熱と日射遮蔽 適正換気

温度を適切に保ち
勉強に集中できる
環境を作れる！

空気質を保ち
健康な環境を
確保！

エアコンの
電気代を
削減できる

エアコンの
更新コストを
削減できる

電気代の負担を
ゼロにできる

ゼロエネルギー・脱炭素の実現のためには
「断熱改修」 「エアコンのコンパクト化」 「太陽光発電」
3点セットの導入が絶対に必要です！

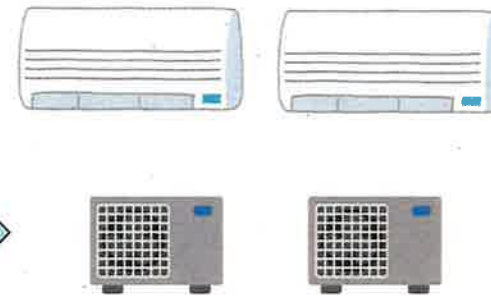
断熱改修で熱負荷を減らせば家庭用エアコン2台でOK

無断熱の教室
冷房熱負荷が大きい



断熱と日射遮蔽 適正換気

断熱改修後の教室
冷房熱負荷が小さい



1台が故障しても
もう1台でしのげて
安心!



業務用デカエアコン
強力だが低効率
特殊で高価!
冷房能力 22.4kW
消費電力 8.38kW
(ガスHPは最悪)

家庭用エアコン2台
コンパクトで高効率
一般的で安価!

冷房能力 $5\text{kW} \times 2\text{台} = 10\text{kW}$
消費電力 $1\text{kW} \times 2\text{台} = 2\text{kW}$

家庭用エアコンなら
家電屋さんが直せる



トータルコストとCO2の大幅な削減が可能!

教室 断熱

ワークショップ マニュアル

日本の学校は暑くて、寒い！
毎日使う教室を、みんなで断熱して
快適にしよう！



出典

「学校断熱ネットワーク信州」発行の冊子より

教室断熱WSを やってみよう

仲間を集めれば、君にもできる。
意外と簡単なWS。全国各地に
広まっています。



完成!
みんなで輪になって感想を一人ひとりから聞いています。

全国の断熱WSの取組み例

- 津山市立西小学校
- 白馬村立白馬南小学校
- 佐久穂町私立大日向小中学校
- 津山市立西小学校
- 倉敷市立柏島小学校
- 倉敷市立緑丘小学校
- 藤沢市立小糸小学校
- さいたま市立芝川小学校
- 米子市立加茂小学校
- 流山市立流山北小学校
- 焼津市立小川小学校
- 豊岡市立清滝小学校

- 岡山市立操南中学校
- 長野県白馬高校
- 長野県上田高校
- 長野県岩村田高校
- 長野県須坂高校
- 長野県穂高商業高校
- 長野県上田染谷丘高校
- 鹿児島県立川辺高校
- 島根県立津和野高校
- 千葉商科大学

長野県では、2019年に白馬高校の生徒たちが、あまりに寒い教室を暖かくしたいと立ち上がったことから始まりました。学校の先生や建築の専門家、地域の工務店、環境に関心のある大人たちなど多くの人を巻き込み、2020年9月に長野県初の教室断熱WSを行いました。その後、長野県内をはじめ全国各地で開催され始め、教室断熱WSが盛り上がっています。



長野県 Youtube

断熱材メーカー
窓メーカー
も注目。協力の可能性大
地元メディア
脱炭素の話題で気運を盛り上げたい

この取組みを
応援してくれる企業
資金、材料、人材を提供してくれ
る企業は強力な応援団。

地域の断熱普及
教室からが効果的

断熱WSで
つながる

地域のいろんな立場の、
いろんな人の力を借りよう。

専門知識と技術の
提供があると助かる

行政

(教育委員会・脱炭素担当課)
気候変動対策計画は作ったけど
どこから始めようか。地域の
気運の醸成を図りたい。建
築業界とのつながりは始まっ
たばかりだ。



意欲がある学校が
あれば協働したい

行政の理解
は必須

生徒
教室が寒い、暑い
エアコン効かない
自分たちでやりたい！
DIY 大好き！

地元工務店

教室はかなり暑そうだ。
なかなか地域に断熱が
根付かないなあ。



地域の学校には
協力したい

細かいことから
相談したい

学校・先生

確かにエアコンが効かない教室
があるんだ。電気代が高すぎて
エアコンを控えている。換
気も大事で苦労している。



保護者、市民グループ
環境団体、業界団体
気候変動を止めたい、断熱を
広めたい地域の大人の人た
ちは、強力なサポーター。

地域の人たちにWSの計画を知ってもらおう。協力、相談、補助金、寄付、差入れ、いろんな形で関わってもらおう。
WS当日の見学に誘おう。朝の会では見学者にも自己紹介してもらい、立場を超えて交流しよう。



**生徒がやるから
社会が注目する**

断熱・気候変動対策
がニュースになる

多くの人が集まる学校

**たくさんの人が断熱の
効果を体感できる**

これまでほとんどの人が断熱を
体感したことがないので



**CO2 排出量
の削減**

これ以上温暖化を
進ませない



断熱WSの社会的効果

教室が快適になるだけじゃない!

**費用の削減
電気代、灯油代**

化石燃料高騰にも強い



**関わった人が断熱への
関心を高める**

効果を実感、断熱を広めたいくなる

**楽しくて効果が
実感できる
脱炭素アクション**

自分たちにもできるね!



出典

「学校断熱ネットワーク信州」茶行の冊子より

つくば市 ひとり親家庭養育費確保助成金

子どもの健やかな成長の ための支援



ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、
養育費の取決めにかかる経費の一部を助成します

対象者

市内に居住しているひとり親の方で申請日において次の要件を満たす方

- ・ 養育費の取決めとなる児童を現に扶養していること
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと（※支出の日から1年以内）
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること など

対象経費



1 公正証書等作成に係る費用（上限17,000円）

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本など添付資料取得費用

2 養育費保証契約に要する費用（上限50,000円）

- ・ 保証会社との契約を締結する際に負担する初回保証料

3 ADRの利用に要する費用（上限50,000円）

- ・ ADRの利用に係る申込料及び依頼料に相当する費用
並びに調停に係る費用

申請方法

申請書類に必要事項を記入し添付書類を添えて、こども政策課へ
申請してください。

※添付書類などの詳細は市ホームページをご覧ください。



【問合わせ先】

つくば市こども部こども政策課 こども福祉係
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL: 029-883-1111 (代表) 内線1550
Email: wef040@city.tsukuba.lg.jp

市の
ホームページ
はこちら



◆ひとり親家庭になった場合は下記のような制度があります

お問合せ：029-883-1111（代表・平日のみ）

ホームページ：https://www.city.tsukuba.lg.jp/

制度	手続き内容	対象となる方	必要書類等	受付窓口
児童手当	離婚等をされる前に、元配偶者が受給者となっていた場合は、受給者の変更手続きが必要です。 離婚と別居の両方が済んだ日の翌日から15日以内の申請をお願いしています。	中学生以下（中学校修了まで）のお子様がいる世帯	①請求者の通帳（ゆうちょ銀行の場合は振込専用口座番号が記載されていること） ②請求者の健康保険証（つくば市国保の場合は不要） ※書類が不足していても後からの提出が可能です。15日以内に申請書の提出をお願いします。	こども政策課 ③番窓口
児童扶養手当	離婚等により、お子様を養育する方に対して手当が支給される制度です。	18歳の年度末(障害がある場合は20歳未満)までのお子様がいるひとり親世帯 ※聞き取り調査がありますので、請求者本人が申請してください。 ※所得状況や世帯の状況により、支給停止になる場合があります。	※個人により必要書類が異なりますので、まずは窓口にてご相談ください。 ①請求者および児童の戸籍謄本（もしくは受理証明書） ※児童扶養手当申請用の場合、無料で取得できる場合があります。 ②請求者及び児童の健康保険証 ③請求者の通帳 ④本人確認書類 ※その他、必要な書類がありますので、申請について説明を受けてください。	
ひとり親家庭等児童福祉金	離婚等により、お子様を養育する方に対して支給される、つくば市独自の制度です。	義務教育修了前のお子様がいるひとり親世帯 ※聞き取り調査がありますので、請求者本人が申請してください。	※個人により必要書類が異なりますので、まずは窓口にてご相談ください。 ①請求者および児童の戸籍謄本(もしくは受理証明書) ②請求者および児童の健康保険証 ③請求者の通帳 ④本人確認書類	

<p>高等職業訓練 促進給付金</p>	<p>就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で一定期間修学する場合に、生活費の補助を目的とした給付金を支給します。</p> <p>対象資格は、看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理美容師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師などの就職に役立つ資格です。</p>	<p>【以下の全てを満たすひとり親家庭の母又は父】</p> <p>①市内に住所を有し、かつ、居住している者</p> <p>②児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること</p> <p>③養成機関において一定期間のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること（対象資格については規定あり）</p> <p>④就業又は育児と修業の両立が困難であること</p> <p>⑤ハローワークで同等の給付金を受給していないこと</p> <p>⑥過去に当該給付金を受給したことがないこと</p>	<p>①高等職業訓練促進給付金</p> <p>住民税非課税世帯：月額 100,000 円</p> <p>住民税課税世帯：月額 70,500 円</p> <p>※修了月を含む最後の 12 月については 40,000 円加算あり</p> <p>※受給期間は、最長 4 年</p> <p>②修了支援給付金（養成機関修了時に支給します）</p> <p>住民税非課税世帯：50,000 円</p> <p>住民税課税世帯：25,000 円</p>	
<p>高等職業訓練 修業者支援 給付金</p>		<p>①高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方</p> <p>②市内に引き続き 1 年以上住所を有し、かつ、居住している方</p> <p>③養成機関修了後、資格を取得した日から 1 年以内につくば市において、取得した資格を必要とする業務に就労が見込まれる方</p>	<p>月額 40,000 円（修了月を含む最後の 12 月を除く）</p> <p>※受給期間は、最長 3 年</p>	
<p>養育費確保 助成金</p>	<p>養育費に関する取り決めに係る公正証書を作成した際に要した費用（公証人手数料や収入印紙代など）や養育費保証契約の初回保証料、裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費の一部を助成します。</p>	<p>【以下の全てを満たすひとり親家庭の母又は父】</p> <p>① 養育費の取り決めの対象となる児童（20 歳未満）を現に養育していること</p> <p>② 養育費の取り決めに係る経費を負担したこと</p> <p>③ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること（ADR 利用経費の補助を除く）</p> <p>④ 過去に同一区分の助成金の交付を受けていないこと</p> <p>⑤ 過去に他の自治体から同種の助成金又は補助金の交付を受けていないこと</p> <p>⑥ 市税の滞納がないこと</p> <p>⑦ ADR の利用に係る経費を負担した方（ADR 利用経費の補助のみ）</p>	<p>※個人により必要書類が異なりますので、まずは窓口やお電話にてご相談ください。</p> <p>公正証書作成費助成：上限 17,000 円</p> <p>養育費保証契約初回保証料助成：上限 50,000 円</p> <p>裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費の補助：上限 50,000 円</p> <p>①戸籍謄本または抄本</p> <p>②世帯全員の住民票の写し</p> <p>③助成対象経費の額が確認できる領収書等の写し</p> <p>④公正証書の写し/養育費保証契約書の写し/ADR で養育費の取決めを行ったことまたは合意が成立しなかったことを確認できる書類の写し</p> <p>⑤市税に滞納がないことを証する書類</p> <p>※公簿等で確認ができる場合は、添付書類の省略可。</p>	

制度	手続内容	対象となる方	必要書類等	受付窓口
国民健康保険	配偶者の社会保険の扶養に入っていた方は、国民健康保険に加入する手続きが必要です。	つくば市の国民健康保険に加入する方 ※ひとり親家庭になった日以後も、親子共に社会保険の場合は必要なし	①資格喪失証明書（社会保険を喪失した証明） ②本人確認書類	国民健康保険課 ⑦番窓口
医療福祉費支給制度 (ひとり親家庭マル福)	健康保険証を使って病院などにかかった場合の、自己負担分の費用を公費で助成する制度です。	18歳の年度末までのお子様と、そのお子様を養育する方 ※所得状況や世帯の状況により該当しない場合があります。	①父または母の通帳（ゆうちょ銀行の場合は振込専用口座番号が記載されていること） ②「児童扶養手当証書」のコピー（非該当の場合、非該当通知のコピー）もしくは、「ひとり親家庭等児童福祉金の決定通知」のコピー ※死別の場合は、戸籍謄本でも可能です。 ③児童及び父または母の健康保険証 ④印鑑 ⑤本人確認書類	医療年金課 ④番窓口
就学援助制度	学校関係の費用の一部を助成する制度です。	以下の①または②に該当し、所得要件を満たす世帯 ①つくば市立小・中・義務教育学校に在学する児童生徒の保護者 ②つくば市に住所があり、茨城県立中学校、中等教育学校（前期課程）に在学する生徒の保護者	学用品費、通学用品費・新入学学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・体操服費を支給します。 ※個人により必要な書類が異なりますので、まずは学務課窓口へご相談ください。	各学校、 4階 学務課

つくば市役所 市民窓口課 つくば市研究学園1丁目1番地1

TEL : 029-883-1111 (代表・平日のみ) ホームページ : <https://www.city.tsukuba.lg.jp/>

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

別居・離婚時リーフレットひな型

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に
関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に
関する裁判所のHP〉 →



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に**会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

※自治体の担当部署を記入してください。

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【児童手当担当部署】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

家庭の相談窓口

※一例。養育費等相談支援センターの連絡先など、自治体の実情等により記載を適宜変更してください。

- ・夫婦、親子、扶養など家庭の問題についてお悩みがある方の相談窓口を設置しています。家族関係の改善に向けてのアドバイスを受けたり、別居中の生活で困っていることなどについて相談することができます。※**相談料無料**

相談場所 市役所〇階 □□課

受付日時 〇曜日・〇曜日 午後□時~□時 ※事前に予約申込みが必要です。

※自治体独自の取組の紹介等
にご活用いただくスペース

そのほか、詳しく知りたい場合は、
【ひとり親支援担当部署】にご相談ください。

連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
市のホームページはこちら：

二次元
バーコ
ード

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

※自治体の担当部署を記入してください。

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、【**DV相談担当部署(配偶者暴力相談支援センター)**】にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

* 離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

別居・離婚時リーフレットひな型

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【ひとり親家庭相談窓口】に確認してください。

※自治体の担当窓口を記入してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →



事 務 連 絡

令和3年12月8日

各 都道府県・市区町村 民主主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

別居・離婚時リーフレットのひな型の活用について（依頼）

平素から、ひとり親家庭に対する支援の実務に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

既にお知らせしたとおり、養育費の確保に向けた公的支援の在り方について省庁横断的に検討を進めるため、昨年6月に、法務省と厚生労働省において「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を立ち上げました。

タスクフォースでは、ひとり親家庭に対する支援について重要な役割を担っている自治体において、離婚届を受理する実務を担っている戸籍担当部署と、ひとり親家庭への相談支援等の実務を担っているひとり親支援担当部署が相互に連携することにより、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくことが重要であるとの認識で両省が一致しました。これを受けて、本年2月には、養育費の確保に向けた、自治体の戸籍担当部署とひとり親支援担当部署の更なる連携強化の推進に関する事務連絡を両省から発出するなどの取組を行ってきたところです。

上記事務連絡にも添付した「戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化」（別添1）では、自治体における支援の強化に関する取組の一つとして、養育費だけでなく、婚姻費用の分担や児童手当の受給者変更等、当事者が別居時に知っておくべき事項を記載したリーフレットの作成が掲げられています。

そこで、今般、法務省及び厚生労働省において、当事者が別居時や離婚時に知っておくべき情報を網羅的かつ簡潔に記載したリーフレット（以下「別居・離婚時リーフレット」という。）のひな型（別添2）を作成しました。このひ

な型では、婚姻費用の分担、児童手当の受給者変更、財産分与、年金分割、親権者、養育費、面会交流、児童扶養手当、DV被害の相談先、関係機関のウェブページ等、別居や離婚を検討している方々にお届けすべき情報を掲載するとともに、自治体における独自の取組や各種窓口等を記載できるスペースを設けています。

つきましては、別居・離婚時リーフレットのひな型の可変データを提供するとともに、別居・離婚時リーフレットの活用例を以下に示しますので、各自治体において、実情に合わせてひな型を適宜修正・加筆するなどした後、戸籍担当部署やひとり親支援担当部署等で「別居・離婚時リーフレット」として積極的な活用に努められるよう周知願います。

なお、本事務連絡については、法務省民事局と協議済みであり、法務省民事局民事法制管理官からも別添3の事務連絡が発出されていることを申し添えます。

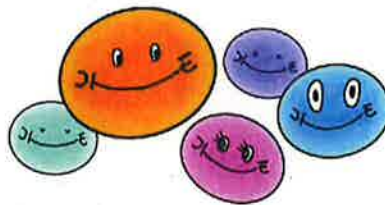
(別居・離婚時リーフレットの活用例)

- ① 別居・離婚時リーフレットを住民票異動窓口を目立つように備え付け、離婚を前提とした別居のために転居を考えている当事者が、自由に入手できるようにする。
- ② 離婚届用紙に別居・離婚時リーフレットを挟んでおき、離婚届用紙を取りにきた当事者に確実に交付されるようにする。
- ③ 離婚届を提出するために戸籍窓口を訪れた当事者に対し、別居・離婚時リーフレットを交付する。
- ④ 児童扶養手当の申請を行った者に対し、別居・離婚時リーフレットを交付する。
- ⑤ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談者に別居・離婚時リーフレットを交付する。
- ⑥ 厚生労働省の離婚前後親支援モデル事業の実施自治体が、親支援講座において受講者に別居・離婚時リーフレットを交付する。

関係者資料

ひとり親家庭支援担当課職員向け

ひとり親家庭支援の手引き



厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室

出典 厚生労働省 Web ページ「ひとり親家庭支援の手引き」より

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125850.pdf>

2. 働きと業務指針

2-1. 母子・父子自立支援員の業務

母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法³の第8条第2項で、次のように規定されています。

- 1 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- 2 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」^{2014年}(平成26年9月30日雇児発0930第14号都道府県知事・各指定都市市長・中核市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱」⁴には、次のように、①設置趣旨、②職務の範囲等、③相談の種類、④職務の分担、⑤関係機関との連携、⑥その他の事項について規定されています。

³ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html>)

⁴ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律^{2014年}(平成26年法律第28号)により母子及び寡婦福祉法が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について通知する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱

第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」（以下「母子家庭」という。）及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」（以下「父子家庭」という。）並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援（以下「相談指導等」という。）を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

第2 職務の範囲等

- 1 母子・父子自立支援員は、原則として社会福祉法第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。
- 2 母子・父子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。
- 3 非常勤の母子・父子自立支援員は特別職とする。

第3 相談の種類

母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ア 家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談支援
 - イ 住宅、子育て、就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
 - ウ 離婚直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援
 - エ 親子関係、児童の養育に関する諸問題に関する相談支援
 - オ 環境的な原因又は親子の性格に起因するもの等精神的、身体的な問題を抱える者への相談支援
 - カ 自助グループの養成や集団指導
- (2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ア 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
 - イ 各種制度についての情報提供、就職活動に関する助言・指導
 - ウ 子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導
- (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援
 - ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金

等による経済的困窮に関する相談支援等

イ 福祉、保健、医療等の関係機関との連携・調整

第4 職務の分担

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金については、ひとり親家庭等の総合的自立支援策の一つとして捉え、母子・父子自立支援員が、経済的支援策として貸付けに関する相談・指導にあたるものとする。ただし、市（指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村の委嘱する母子・父子自立支援員は、母子家庭の母子及び父子家庭の父子並びに寡婦に対しこの資金の貸付けに関する情報を提供するものとする。

第5 関係機関との連携

母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、関係部局、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

第6 その他

母子・父子自立支援員は、相談カード、職務日誌等を備えておくとともに、常日頃からひとり親家庭等の自立を支援するために必要な関連施策等の情報を収集し、知識の習得を図るなど自己研鑽に努めるものとする。また、母子・父子自立支援員を委嘱する都道府県、市及び福祉事務所設置町村は、研修会の開催その他の措置を講ずることにより、その人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。

児童扶養手当を受給している皆様へ
一人で考えても
解決しないこともあります



一つでも思い当たった方、まずはお気軽にご相談ください

家賃補助や日常生活のサポートも受けられます

母子・父子自立支援プログラム
策定事業のご案内

茨城県では、ひとり親家庭が抱えている
就業や子育て・生活に関する課題やニーズに応じて、
さまざまな支援メニューを組み合わせたプログラムを提案し、
みなさまの就業・自立や生活の安定のお手伝いをいたします。
ぜひお問い合わせください。

支援の流れ

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定員が、就業や子育て・生活状況等に関する相談をお受けいたします。
- ② 相談内容に応じて、最適な支援メニューを組み合わせたプログラムを策定します。
- ③ プログラムを基に、ハローワーク等の関係機関とともに、就業や生活に関する総合的なサポートをいたします。
策定員がハローワーク等へ出張しての相談も行いますので、お気軽にお問い合わせください。

家賃補助

日常生活のサポート

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	茨城県ひとり親家庭等日常生活支援事業
<p>プログラムを策定した方に対し、無利子で家賃の貸付を月額最大4万円×12か月の範囲でお貸付できます。</p> <p>プログラムで定めた就職を1年間継続するなどの条件を満たした場合、償還が免除されます。</p>	<p>保育や家事でお困りの時に、ご自宅などに家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣しています。</p> <p>令和4年度から利用料金は全世帯無料となりました。お気軽に茨城県母子寡婦福祉連合会まで、お問合せください。</p> <p>電話番号：029-221-7505</p>

プログラム策定相談窓口のご案内

事務所名	所在地	電話番号	管轄市町村
福祉相談センター 地域福祉課	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38	☎029-226-1513	●水戸市 ●笠間市 ●ひたちなか市 ●那珂市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
県北県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒313-0013 常陸太田市山下町4119	☎0294-80-3321	日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 常陸大宮市 大子町
鹿行県民センター 県民福祉課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3	☎0291-33-6264	●鹿嶋市 潮来市 神栖市 ●行方市 ●鉾田市
県南県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26	☎029-825-2035	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 ●つくばみらい市 美浦村 阿見町 河内町 利根町
県西県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒308-8510 筑西市二木成615	☎0296-24-9155	古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 八千代町 五霞町 境町

●の市では市の窓口でも対応しております

住宅支援資金貸付・家庭生活支援員派遣に関する窓口のご案内

団体名	所在地	電話番号
茨城県母子寡婦福祉連合会	〒310-0065 水戸市八幡町11-52	☎029-221-7505

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

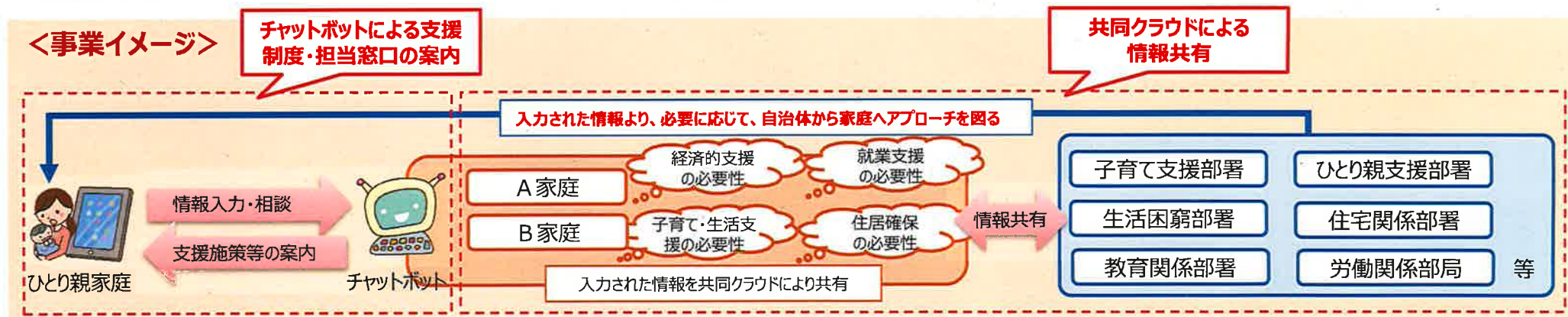
(参考) 令和4年度補正予算：2億円

1. 施策の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4

川村直子議員 令和6年(2024年)第1回定例会 6月定例会議 一般質問資料
出典 こども家庭庁 Web ページ「令和6年度概算要求の概要」(ひとり親支援等支援関係)より

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2803fd35-73f9-4b02-8294-fdfdea163627/0c626534/20230922_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_D9Cqs0Jb_05.pdf

令和3年7月発行

茨城県ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭のみなさまの

日常生活 をサポートします！

茨城県では、母子家庭・父子家庭・寡婦の方が安心して子育てや生活ができるよう、保育や家事でお困りの時に、ご自宅などに家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣しています。

◆こんな時にご利用できます

- ①けがや病気、生活環境の大きな変化（ひとり親家庭になって間もない場合等）
- ②資格取得のための通学や就職活動、学校行事等への参加
- ③残業で、帰宅時間が遅くなる時 など

◆こんなサービスが受けられます

- 子育て支援
 - ・お子さんの保育
- 生活支援
 - ・食事や身の回りの世話
 - ・住居の掃除
 - ・生活必需品の買い物 など



※家庭生活支援員宅での子育て支援も可能です。

利用料金 1時間あたり（1時間から利用可）

利用世帯の区分	子育て支援	生活支援
生活保護世帯、住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	0円 70円	0円 150円
上記以外の世帯	0円 150円	0円 300円

※家庭生活支援員宅での子育て支援は、生活支援の料金となります。

利用方法

①利用者の登録

お住まいの市又は県の福祉事務所（母子福祉担当窓口）に、対象家庭として登録してください。

※県の福祉事務所（町村にお住まいの方）の連絡先は、裏面に記載の福祉相談センター又は各県民センターになります。

②利用の申込み

茨城県母子・父子福祉センターに電話連絡し、利用日や利用内容を調整し、申込みをしてください。

<申込先>

茨城県母子・父子福祉センター：029-221-8497
（茨城県母子寡婦福祉連合会に委託）

※地域や日程、支援内容によっては派遣できない場合もありますので、事前にお問合せください。

③支援員の派遣、利用料金の支払い

支援員が派遣されます。利用者負担がある方は、後日請求書が送付されます。

出典 茨城県ひとり親家庭等日常生活支援事業「日常生活をサポートします！」

つくば市 Web ページより <https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/63/ri-huretto.pdf>



ひとり親の方にお知らせです



さいたま市

受け取れていない養育費を立て替えます!



養育費
あきらめて
いませんか?

R6年度
新規事業

■ 養育費立替支援事業のお知らせ

養育費が支払われないときに、支払義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、市が立替払い（最大3か月分、上限月額お子さん1人につき5万円）をした上で、支払義務者に対して督促をします。

- 対象者 申請時点で、市内在住のひとり親家庭等の父又は母で以下の全てを満たす方
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある
 - ② 公正証書や調停調書などの債務名義で養育費の取決めをしている
 - ③ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
 - ④ 前月分の養育費を受け取れていない



申込み・ 千330-9588

問合せ先 さいたま市浦和区常盤6-4-4

子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL 048-829-1948 FAX 048-829-1960

詳しくは裏面をご覧ください ↗

■ 立替えの流れ

- ① 養育費を受け取れていない人が市に申請します。
- ② 市が支払うべき人に支払いを促します。
- ③ それでも支払いがない場合に市が立て替えます（最大3か月分、上限月額お子さん1人につき5万円）。
- ④ 市が支払うべき人から回収します。



■ Q & A

Q 養育費の取り決めは口約束ですが、立替事業を利用できますか？

A この事業は債務名義を取得している方に限られます。別途無料の法律相談を実施しておりますので、まずはそちらでご相談ください。

Q 元配偶者は市外在住ですが、利用できますか。

A はい。元配偶者が国内に居住していれば、居住地は問いません。

Q 以前、この制度を利用しましたが、また不払いが発生しました。再度利用することはできますか。

A この事業は1回限りとなります。別途強制執行補助を実施しておりますので、不払いが繰り返されるようであれば、今後のことも考えて強制執行をご検討ください。

■ 関連事業

養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。



弁護士による法律相談

離婚前後の法律問題に関する相談を無料で実施しています。相談の方法は、対面相談、Zoom相談、電話相談を選択できます。年度内2回まで。



養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。



養育費強制執行等補助金

養育費の不払が発生した際に、調定調査や公正証書などで債務名義を取得している方が、裁判所で差押え等の手続をする際の費用を補助します。



《つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度》

この制度は、つくば市独自の制度で児童の福祉の増進を図ることを目的として創設された制度です。支給した児童福祉金は、児童の養育、就学及び心身の健全育成のために使用してください。

★児童福祉金を受けることができる方

つくば市に住所登録をし、死別、離別、障害(身体障害者手帳1・2級)などで、両親またはその一方に養育されず、かつ生計を同じくしない義務教育修了前の児童の養育者に支給されます。

*義務教育修了前・・・中学校修了前 (18才までにはきませんか?)

★福祉金の支給額

児童扶養手当受給区分	支給額 (児童一人あたり)
受給世帯	5,000円/月
非受給世帯	2,500円/月

毎年、年度末の3月に12か月分を支給

※年度途中で申請した場合は、申請の翌月分から支給対象です。

★以下の事由が発生した時は、届出が必要となります。

- ・住所、氏名または口座の変更があった場合
- ・婚姻または事実婚が発生した場合
- ・養子縁組等で対象児童が両親に養育されるようになった場合
- ・受給者が児童を養育しなくなった場合
- ・児童が在学延長した場合

※御不明な点がある場合は、問い合わせ先まで御連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども政策課こども福祉係

TEL: 029-883-1111

記載は川村によるもの

高齢者世帯・ひとり親世帯のエアコン購入費を助成します

問 伊奈庁舎介護福祉課（内線4301）、こども課（内線4204）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の夏季期間も外出自粛が求められています。それに伴う熱中症などの健康被害を予防するため、ご自宅のエアコンの購入設置費用を助成します。

●対象の方

市内に住所があり、次の①または②のいずれかに該当する市税に滞納がない世帯の方

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される市民税非課税世帯
- ② 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

●条件

自宅にエアコンが1台も設置されていない、もしくはエアコンが故障しており、ほかに使用可能なエアコンがないこと
※助成の決定以前に購入したものは、助成対象となりません。

●助成額

エアコンの購入費（設置費用含む）または5万円のいずれか少ない金額

●申請方法

伊奈庁舎1階の介護福祉課窓口またはこども課窓口で配布、もしくは市ホームページからダウンロードできる申請書類に必要な事項を記入の上、郵送または担当窓口へ提出してください。

●申請期間

6月28日(月)～10月29日(金)

【お問い合わせ先、窓口】

①の対象者：介護福祉課「高齢福祉係」

②の対象者：こども課「こども福祉係」

熱中症に注意しましょう！

問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎0297 - 25 - 2100

熱中症警戒アラートとは？

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用するなどの、熱中症予防行動を積極的にとりましょう。

■外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

○熱中症を予防するためには、暑さを避けることが最も重要です。

○昼夜を問わず、エアコンなどを使用して部屋の温度を調整しましょう。

○不要不急の外出はできるだけ避けましょう。

■熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう。

○高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障がいのある方などは熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分補給などを行うよう、声をかけましょう。

■外での運動は、原則、中止/延期をしましょう

○身の回りの暑さ指数（WBGT）に応じて、屋外やエアコンなどが設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。

■普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

○のどが渇く前にこまめに水分補給しましょう。（1日あたり1.2ℓが目安）

○涼しい服装にしましょう。

○屋外で人と十分な距離（2ℓ以上）を確保できる場合は適宜マスクをはずしましょう。

■暑さ指数（WBGT）を確認しましょう

○身の回りの暑さ指数（WBGT）を行動の目安にしましょう。

○暑さ指数は時間帯や場所によって大きく異なるため、身の回りの暑さ指数を環境省熱中症予防情報サイト（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）や各現場で測定して確認しましょう。

■暑さ指数（WBGT）とは

暑さ指数（WBGT）とは、気温、湿度、輻射熱（日差しなど）からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「厳重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の5段階があります。段階ごとに、熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されているので、日常生活の参考にしましょう。

「熱中症警戒アラート」

LINE公式アカウントはこちら



出典 つくばみらい市 web ページより

https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/data/doc/1624409803_doc_6_0.pdf